

キャリアアップ助成金 (多様な正社員コース)

平成 27 年 4 月 10 日新設

① 勤務地限定正社員制度または職務限定正社員制度を新たに就業規則に規定し、適用した場合

支給額

勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定し適用
1 事業所当たり **40** 万円 (30 万円)

② 有期契約労働者等を、勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員に転換または直接雇用した場合

支給額

有期・無期→ 勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員
1 人当たり **30** 万円 (25 万円)

③ 正規雇用労働者を短時間正社員に転換または短時間正社員を新たに雇い入れた場合

支給額

正規雇用労働者→短時間正社員
または短時間正社員を新たに雇入れる
1 人当たり **20** 万円 (15 万円)

勤務地限定正社員制度とは→家庭の事情により転勤が困難な労働者や地元に着して働きたいと希望する働き方

職務限定正社員制度とは →専門分野に従事し職種転換がない働き方

短時間正社員制度とは →育児介護等の事情により長時間労働が困難な労働者の働き方

対象となる事業主

- ☑ 雇用保険に加入している事業所
- ☑ 社会保険に加入している事業所 (加入義務がある場合)
- ☑ 就業規則等に上記制度を新たに規定し労働基準監督署に届出する事業所
- ☑ 転換日1ヶ月前までにキャリアアップ計画を作成し届出する事業所
- ☑ 転換日前後6ヶ月以内に事業主都合により解雇等をしたことがない事業所
- ☑ 転換、直接雇用した日において、対象労働者以外に正規雇用労働者を雇用していた事業主であること

～モデルケース～

- ・情報通信業
- ・従業員30名

キャリアアップ計画を作成し届出
就業規則の変更を監督署へ届出
有期契約労働者を職場限定正社員に転換

700,000 円
申請!



☆ 詳細は担当までお尋ね下さい ☆